

株式会社九神ファームめむろ
身体拘束適正化に関する指針

(基本的な考え方)

第1条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(身体拘束禁止の規定)

第2条 利用者の支援にあたり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」などの関係法令の定めに従い、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(緊急やむを得ない場合の例外三原則)

第3条 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を行う事を原則とします。しかし、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- (1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束の原則禁止)

第4条 原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(やむを得ず身体拘束を行う場合)

第5条 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は「身体拘束適正化委員会」を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクが著しく高い場合であり第3条で示した3つの要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、早期に拘束を解除すべく努力します。

(日常支援における留意事項)

第6条 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- (1) 利用者主体の行動・尊厳ある活動に努めます。
- (2) 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

- (3) 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向や希望に沿った支援を提供し、個々人に応じた丁寧な対応を行います。
- (4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- (5) やむを得ず安全確保を優先する場合は「身体拘束適正化委員会」において検討します。

（身体拘束適正化委員会の設置及び身体拘束適正化に関する責務）

第7条 身体拘束の廃止にむけて「身体拘束適正化委員会（委員会という）」を設置するとともに、身体拘束に向けた責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「身体拘束適正化委員会」とします。
- (2) 委員会の委員長は 管理者 とします。
- (3) 委員会の目的
 - ・ 事業所内での身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ・ 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続
 - ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ・ 身体拘束適正化に関する職員全体への指導
- (4) 委員会の委員は、サービス管理責任者・職業指導員・生活支援員とします。必要に応じてその他職種職員を参加させることが出来ます。
- (5) 委員会は年1回以上、必要であれば適宜開催します。なお、「虐待防止委員会」と同時に開催できるものとします。

（身体拘束適正化に関する責務）

第8条 身体拘束適正化に関する責務は以下のとおりとします。

- (1) 身体拘束適正化に関する統括は管理者が行い、担当者はサービス管理責任者とします。
- (2) 身体拘束適正化に関する担当者は、本指針及び委員会で示す方針当に従い、身体拘束適正化のための職員に対する研修の実施を図ります。

（身体拘束を実施する際の手順）

第9条 本人または、他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

- (1) 委員会の実施
 - やむを得ず身体拘束を行う場合、委員会を開催し拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、第3条の要素を満たしているか検討します。
- (2) 利用者本人や家族に対しての説明
 - 利用者本人又は家族等に対し、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間など詳細に説明し十分な理解が得られるよう努めます。
- (3) 身体拘束の記録
 - 身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、拘束時間、やむを得ない理由を記入します。
- (4) 身体拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

（身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針）

第10条 職員に対して身体拘束適正化と人権を尊重した支援ができるように職員研修を行います。

- （1）年1回以上の身体拘束適正化のための教育・研修の実施
- （2）新規採用者に対する身体拘束適正化のための研修実施
- （3）その他必要な教育・研修（事例検討など）の実施

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第11条 本指針は利用者の求めに応じいつでも閲覧できるよう、事業所内に掲示します。

附 則

この規程は、令和5年 2月 1日から施行する。